

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

「局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドライン」等の
一部改正について

医療用医薬品の申請に際し添付すべき生物学的同等性に関する資料のうち、医療用後発医薬品の局所皮膚適用製剤の新規承認申請に係るものについては、「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン等の一部改正について」（平成 18 年 11 月 24 日付け薬食審査発第 1124004 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）の別紙 4「局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドライン」及び「局所皮膚適用製剤の剤形追加のための生物学的同等性試験ガイドラインについて」（平成 18 年 11 月 24 日付け薬食審査発第 1124001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）の別添において示しているところです。

今般、「局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドライン」及び「局所皮膚適用製剤の剤形追加のための生物学的同等性試験ガイドライン」をそれぞれ改正し、別紙 1、2 のとおりとしましたので、貴管下関係事業者に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

1 改正を行ったガイドライン

- (1) 局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドライン
- (2) 局所皮膚適用製剤の剤形追加のための生物学的同等性試験ガイドライン

2 適用時期

1 に掲げるガイドラインについて、令和 7 年 3 月 31 日以降に行われる医療用後発医薬品の承認申請に適用すること。ただし、令和 8 年 3 月 31 日までに行われる医療用後発医薬品の承認申請については、なお、従前の例によることができること。

(別添)

局所皮膚適用製剤の剤形追加のための生物学的同等性試験ガイドライン

目次

第 1 章. 緒言

第 2 章. 用語

第 3 章. 生物学的同等性試験

第 4 章. 生物学的同等性試験結果の記載事項

第 1 章. 緒言

本ガイドラインは、既承認の局所皮膚適用製剤と有効成分及び効能・効果は同一で、用法・用量が既承認の範囲内にある剤形が異なる製剤を追加（以下、「剤形追加」という）する場合の生物学的同等性試験の実施方法の原則を示すものである。本ガイドラインは、剤形追加される局所皮膚適用製剤と先発医薬品との間の生物学的同等性を保証することを目的としている。局所皮膚適用製剤では、軟膏剤、クリーム剤、ゲル剤、パップ剤、テープ剤、ローション剤、外用エアゾール剤、ポンプスプレー剤、外用散剤、リニメント剤は各々異なる剤形として取り扱う。また、必要に応じて、基剤の性状や製剤特性の差異を考慮する。

なお、適用されることにより有効成分が全身循環血流へ到達して治療効果を発揮することが期待される製剤は原則的には本ガイドラインの適用の対象とはならない。

第 2 章. 用語

局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドラインに準じる。

第 3 章. 試験

I. 標準製剤と試験製剤

標準製剤は、原則として、先発医薬品の 3 ロットについて、*in vitro* 放出試験を行い、中間の放出性を示すロットの製剤とする。*In vitro* 放出試験には、製剤及び薬物の特性に応じて、パドルオーバーディスク法、拡散セル法など先発医薬品のロット間における放出速度の差を適切に評価できる方法を用いる。試験は $32\pm0.5^{\circ}\text{C}$ で実施し、試験液には、水又は水-アルコール混液等を用いる。製剤と試験液を隔てる膜を用いる場合には、膜透過が律速とならない膜を用いる。繰り返し数は 6 以上とする。*In vitro* 放出試験が不適切な場合には、それに代わる製剤の特性に応じた適当な物理化学的試験を行い、中間の特性を示したロットの製剤を標準製剤とする。標準製剤の含量又は力価はなるべく表示量に近いものを用いる。また、試験製剤と標準製剤の間の含量又は力価の差は表示量の 5% 以内であることが望ましい。

試験製剤は、剤形追加しようとする製剤であって、実生産におけるロットサイズで製造された、又はその 1/10 以上の大きさのロットサイズで製造されたものを用いる。有効成分が溶解している均一な溶液製剤では、ロットの大きさはこれより小さくてもよい。なお、実生産ロットと同等性試験に用いるロットの製法は同じで、両者の品質及びバイオアベイラビリティは共に同等であるものとする。

II. 生物学的同等性試験

局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドラインに準じる。

第 4 章. 生物学的同等性試験結果の記載事項

令和 2 年 3 月 19 日薬生薬審発 0319 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理
課長通知の別添「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」に準じて記載する.